

船橋市木造住宅耐震診断助成事業要綱

平成17年3月29日

建指第658号

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を助成することにより、市民の住宅の安全性に対する意識の啓発を図り、地震に強いまちづくりを進め、もって市民の生命及び財産の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造一戸建ての住宅又は併用住宅をいう。
- (2) 併用住宅 事務所、店舗その他これらに類する用途（所有者が自ら経営しているものに限る。）を兼ねる住宅であって、専ら人の居住の用に供する部分の床面積の合計が当該住宅の延べ面積の2分の1以上のものをいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断で、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき行うことをいう。
- (4) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により登録を受けている一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所に所属している建築士（同法第2条第2項、第3項及び第4項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。）であって、千葉県が主催する木造住宅の既存建築物耐震診断・改修講習会又は耐震診断資格者講習（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習、又は当該登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習をいう。）を修了した者をいう。
- (5) 助成事業 船橋市木造住宅耐震診断助成金（以下「助成金」という。）の対象となる耐震診断に係る事業をいう。

(助成対象の要件)

第3条 助成の対象となる木造住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 船橋市内に所在していること。
- (2) 平成12年5月31日以前に新築工事に着手したものであること。
- (3) 地上階数が2以下であること。
- (4) 在来軸組工法により建築したものであること。
- (5) 助成事業について、過去に本要綱又は他の要綱に基づき助成金の交付を受けたことがないこと。

2 助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。ただし、第2号に掲げる要件にあつては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 助成対象住宅の所有者で、当該住宅に居住している者であること。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）でない者であること。
- (4) 助成事業について、過去に本要綱又は他の要綱に基づき助成金の交付を受けたことがない者であること。

3 助成の対象となる耐震診断は、次の各号に掲げる団体のいずれかに所属している耐震診断者が行う耐震診断とする。

- (1) 一般社団法人 千葉県建築士会船橋支部
- (2) 公益社団法人 千葉県建築士事務所協会船橋支部

(助成金の額)

第4条 市長は、予算の範囲内において、前条に規定する木造住宅の所有者に対し、当該木造住宅の耐震診断に要する費用の一部について助成金を交付するものとする。

2 前項に規定する助成金の額は、耐震診断に要する費用に3分の2を乗じ、千円未満を切り捨てて得た額（「助成基本額」という。）とし、6万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 耐震診断に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成事業に係る契約を締結する前に、船橋市木造住宅耐震診断助成金

交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要があると認める場合は、第2号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 申請者の住民票の写し
 - (2) 市税を滞納していないことを証する書類
 - (3) 助成対象住宅の登記事項証明書
 - (4) 助成対象住宅の建築基準法第6条第1項に規定する確認済証の写し又は建築年月日が確認できる書類
 - (5) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項に規定する申請と同一年度における助成対象住宅の固定資産税・都市計画税の納税通知書及び課税明細書の写しを添付する場合は、前項第1号及び第3号に規定する添付書類を省略することができる。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めたときは助成金の交付決定を、不適正と認めたときは助成金の不交付決定をするものとする。

- (1) この要綱及び予算に違反していないか。
 - (2) 目的及び内容が適正であるか。
 - (3) 金額の算定に誤りがないか。
- 2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

(交付条件)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該助成金の交付について次の各号に掲げる条件を附することができる。

- (1) 助成事業の内容の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 交付決定の日から60日以内に助成事業を完了し、かつ、関係書類を添えて、速やかに市長に報告すること。

(5) 船橋市木造住宅耐震診断助成事業要綱を遵守すること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を附し、又は指示することができる。

(交付決定等の通知)

第8条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市木造住宅耐震診断助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、助成金の不交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその理由を船橋市木造住宅耐震診断助成金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(助成事業の遂行)

第10条 第6条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に附した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって速やかに助成事業を行わなければならない。助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 助成事業者は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(計画変更等の承認)

第12条 助成事業者は、助成事業の計画を変更しようとするとき又は助成事業を中止しようとするときは、速やかに船橋市木造住宅耐震診断助成事業計画変更・中止承認申請書(第4号様式)により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を船橋市木

造住宅耐震診断助成事業計画変更・中止承認通知書（第5号様式）により助成事業者へ通知する。

（実績報告）

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したときはその完了した日から20日以内の日又は助成金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか先に到来する日までに、船橋市木造住宅耐震診断助成事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1）耐震診断結果報告書
- （2）助成対象住宅の外観が2面以上確認できる写真
- （3）耐震診断の実施に係る契約書の写し
- （4）耐震診断に要した費用の領収書の写し
- （5）その他市長が必要と認める書類

（助成金額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を船橋市木造住宅耐震診断助成金確定通知書（第7号様式）により、当該助成事業者へ通知する。

（是正のための措置）

第15条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

（交付時期）

第16条 助成金は、第14条の規定により確定した額を助成事業が完了した後において交付する。

（交付決定の取消等）

第17条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消し、その旨を船橋市木造住宅耐震診断助成金交付決定取消通知書（第8号様式）により当該助成事業者に通知する。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 暴力団等であることが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、助成事業者が前条の規定により助成金の交付を受けた後に前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該助成金の全部又は一部の返還を船橋市木造住宅耐震診断助成金返還命令書（第9号様式）により命ずるものとする。

(理由の提示)

第18条 市長は、助成金の交付決定の取消し又は助成事業の是正のための措置の命令をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(関係書類の整備)

第19条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日建指第708号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日公建第484号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日公建第152号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年3月31日公建第323号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日建指第1835号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日建指第1747号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月30日建指第122号）

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則（令和3年3月25日建指第1600号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月20日建指第73号）

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

附 則（令和4年6月27日建指第452号）

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。